

特定生産性向上設備等の特別償却の償却限度額の
 計算に関する付表（措法42の6②、68の11②、42
 の12の5①②、68の15の6①②）

特別償却の付表（七）
 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()		
特 別 償 却 の 種 類	1	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	42 条 の 6 第 2 項 68 条 の 11 第 2 項 42 条 の 12 の 5 第 () 項 68 条 の 15 の 6 第 () 項	
事 業 の 種 類	2							
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定生産性向上設備等の種類等	3	()		()		()		
特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 名 称	4							
設置した工場、事業所等の名称	5							
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		
購 入 先	8							
取 得 価 額	9	円		円		円		
普 通 償 却 限 度 額	10							
特 別 償 却 率	11	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$		$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$		$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$		
特 別 償 却 限 度 額 ((9) - (10)) 又は ((9) × (11))	12	円		円		円		
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	13	償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金		
適用要件等	第42条の6を適用する場合	14	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		
		15	円	円		円		
		16						
	17							
	18	平 ・ ・	平 ・ ・		平 ・ ・			
19								
20	円	円		円				
中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定								
発行済株式又は出資の総数又は総額		21		大株 規模 法数 人等 の保 有明 する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		22	人		1		27	
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (27)	23					28	
	保有割合 $\frac{(23)}{(21)}$	24	%				29	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (31)	25					30	
	保有割合 $\frac{(25)}{(21)}$	26	%		計 (27) + (28) + (29) + (30)		31	

特別償却の付表（七）の記載の仕方

1 この付表（七）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)又は(2)の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定生産性向上設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

- (1) 措置法第42条の6第2項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》又は第68条の11第2項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》
(2) 措置法第42条の12の5第1項若しくは第2項又は第68条の15の6第1項若しくは第2項《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定生産性向上設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 この付表（七）は、次の(1)又は(2)の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。

- (1) 措置法第42条の6第2項（又は第68条の11第2項）の規定の適用を受ける場合…まず、(2)欄から(3)欄までの各欄を記載し、次いで、(14)欄から(20)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(13)欄までの各欄を記載します。
(2) 措置法第42条の12の5第1項若しくは第2項（又は第68条の15の6第1項若しくは第2項）の規定の適用を受ける場合…まず、(17)欄から(20)欄までの各欄を記載した後、(1)欄から(13)欄までの各欄を記載します。（(14)欄から(16)欄まで及び(2)欄から(3)欄までの各欄の記載は不要です。）

3 「特別償却の種類1」には、1の(1)又は(2)のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、()内に該当項を記載します。

なお、平成28年4月1日以後に取得等をした特定生産性向上設備等については、措置法第42条の12の5第2項又は第68条の15の6第2項の規定の適用はありませんので、注意してください。

4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「特定生産性向上設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定生産性向上設備等の種類、構造又は用途、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「取得価額9」には、特定生産性向上設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定生産性向上設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、11(7)に記載した取得価額（又は取得価額の合計額）の要件を満たさない場合には、この制度の適用はありませんから、注意してください。

7 「普通償却限度額10」には、措置法第42条の6第2項（若しくは第68条の11第2項）又は措置法第42条の12の5第2項（若しくは第68条の15の6第2項）の規定の適用を受ける場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度（又

は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は記載する必要はありません。

8 「特別償却率11」の分子は、措置法第42条の12の5第1項（又は第68条の15の6第1項）の規定の適用を受ける場合に、その対象となる資産の次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

- (1) (2)以外の特定生産性向上設備等…「50」
(2) 建物又は構築物…「25」

9 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

- (1) 7の場合…(9)－(10)
(2) 措置法第42条の12の5第1項（又は第68条の15の6第1項）の規定の適用を受ける場合…(9)×(11)

10 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「第42条の6を適用する場合」の各欄は、第42条の6第2項（又は第68条の11第2項）の規定の適用を受ける場合に記載します。第42条の12の5（又は第68条の15の6）の規定の適用を受ける場合には、記載は必要ありません。

なお、各欄の記載に当たっては、付表(二)の(15)欄から(17)欄までに準じて記載することとなりますので、同付表の記載の仕方をご参照ください。

- (2) 「当期における特定の工具、器具及び備品又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額15」には、特定機械装置等につき措置法第42条の6第1項（又は第68条の11第1項）の適用を受ける場合には、その取得価額の合計額（付表(二)の(16)欄）を含めて記載します。

- (3) 「生産性向上設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項17」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。

なお、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「経産省強化法規則」といいます。）第5条第1号に規定する設備に該当することについて、工業会等からの証明書の発行を受けることができます。この証明書は、工業会等が任意に発行しているものですが、本制度の適用を受けられる設備かどうかの参考となりますので、証明書の発行を受けた場合には、本欄にその旨を記載していただくとともに、その写しを添付してください。

- (4) 「経産省強化法規則第5条第2号の設備に該当する旨の確認を受けた年月日18」には、経産省強化法規則第5条第2号に規定する設備に該当することについて、その投資計画につき、同号の規定による経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた年月日を記載します。この確認を受けた投資計画に記載されていない設備については、同号に規定する生産性向上設備等に該当しませんので、注意してください。

- (5) 「経産省強化法規則第5条第2号の設備に該当する旨の確認書の番号19」には、(4)の確認の際に交付された確認書の番号を記載します。

なお、この確認書の交付を受けた場合には、確認を受けている事実の参考となりますので、その写しを添付してください。

- (6) 「工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額の合計額20」には、当期において取得等をして事業の用に供した工具、器具及び備品、建物

附属設備又はソフトウェアの取得価額の合計額をそれぞれ記載します。対象資産の種類ごとの取得価額（又は取得価額の合計額）の要件については、(7)をご参照ください。

(注) 取得価額の合計額は、当期において事業の用に供した特定生産性向上設備等ごとにそれぞれ区分して計算します。

ただし、対象期間の末日（平成29年3月31日）以前に開始し、かつ、その末日後に終了する事業年度（又は連結事業年度）については、その事業年度（又は連結事業年度）開始の日から対象期間の末日までに取得等をして事業の用に供した工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額の合計額をそれぞれ記載してください。

(7) 対象資産の種類ごとの取得価額（又は取得価額の合計額）の要件は、適用を受けようとする次のイ及びロの規定の区分に応じ、それぞれ次のとおりです。

イ 第42条の6第2項（又は第68条の11第2項）

(イ) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもののうち、ロ(イ)に該当するもの

(ロ) 一定の工具、器具及び備品で1台若しくは1基の取得価額又は租税特別措置法施行規則第20条の3第1項第1号、第2号若しくは第4号ごとの工具、器具及び備品（同項第1号又は第4号の工具、器具及び備品にあっては1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が120万円以上のもののうち、ロ(ロ)又は(ハ)に該当するもの

(ハ) 措置法令第27条の6第1項に規定するソフトウェアで一ソフトウェアの取得価額又はそのソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもののうち、ロ(ロ)に該当するもの

ロ 第42条の12の5第1項若しくは第2項（又は第68条の15の6第1項若しくは第2項）

(イ) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(ロ) 工具のうち、1台又は1基の取得価額又はその工具（1台又は1基の取得価額が30万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの

(ハ) 器具及び備品のうち、1台又は1基の取得価額又はその器具及び備品（1台又は1基の取得価額が30万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの

(ニ) 建物のうち、一の取得価額が120万円以上のもの

(ホ) 建物附属設備のうち、一の取得価額又はその建物附属設備（一の取得価額が60万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの

(ヘ) 構築物のうち、一の取得価額が120万円以上のもの

(ト) ソフトウェアのうち、一の取得価額又はそのソフトウェア（一の取得価額が30万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額が70万円以上のもの

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、措置法第42条の6第2項（又は第68条の11第2項）の規定の適用を受ける場合において、その対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載します。

なお、各欄の記載に当たっては、付表(二)の(18)欄から(28)欄までに準じて記載することとなりますので、同付表の記載の仕方をご参照ください。

(注) 第42条の12の5第1項若しくは第2項（又は第68条の15の6第1項若しくは第2項）の規定の適用を受ける場合には、記載は必要ありません。